

特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (1割負担の場合)

1. サービス利用料金について

○当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

○加算は1ヶ月分の金額を掲げてありますが、ご利用者の状況により、該当しない場合もあります。 1単位あたり10.14円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 単 位 数	介護サービス費	20,100単位	22,200単位	24,450単位	26,580単位	28,650単位
	日常生活継続支援加算Ⅱ	1,380単位	1,380単位	1,380単位	1,380単位	1,380単位
	看護体制加算Ⅰ	120単位	120単位	120単位	120単位	120単位
	看護体制加算Ⅱ	240単位	240単位	240単位	240単位	240単位
	個別機能訓練加算Ⅰ	360単位	360単位	360単位	360単位	360単位
	個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	20単位	20単位	20単位	20単位
	夜勤職員配置加算Ⅱ	540単位	540単位	540単位	540単位	540単位
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位	10単位	10単位	10単位	10単位
	精神科医師定期的療養指導加算	150単位	150単位	150単位	150単位	150単位
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 17.6%		4,041単位	4,411単位	4,807単位	5,181単位	5,546単位
介護保険料小計 1割(10%) 金額		27,379円	29,884円	32,567円	35,106円	37,575円
施設 利用 料	居住費(2,800円/日)	84,000円				
	食費(1,950円/日)	58,500円				
	その他の日常生活費	実費				
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)		169,879円	172,384円	175,067円	177,606円	180,075円

※各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。

※配置医師緊急時対応加算…配置医師が必要に応じて夜間や早朝、または配置医師の通常の勤務時間外に施設を訪問して利用者の診察を行った場合、以下の単位数が加算されます。

夜間(18:00～22:00)650単位 深夜(22:00～6:00)1300単位 早朝(6:00～8:00)650単位 通常時間外(8:00～18:00)325単位

※安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)

※外泊時費用加算…外泊や入院された場合(月に6日が限度、月をまたいで連続した場合は最長12日間)外泊時費用として1日246単位が加算されます。但し入院又は外泊の初日及び最終日は算定いたしません。

2. 減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります(30日分)。

利用者負担段階	対象者	居住費	食費
第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	26,400円	9,000円
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円以下の方	26,400円	11,700円
第3段階(1)	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が82.65万円超120万円以下の方	41,100円	20,400円
第3段階(2)	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	44,100円	42,600円

サービス利用に係る負担金額

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1ヶ月(30日分)	62,779円	65,284円	67,967円	70,506円	72,975円
第2段階		65,479円	67,984円	70,667円	73,206円	75,675円
第3段階(1)		88,879円	91,384円	94,067円	96,606円	99,075円
第3段階(2)		114,079円	116,584円	119,267円	121,806円	124,275円

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755

特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (2割負担の場合)

1. サービス利用料金について

○当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

○加算は1ヶ月分の金額を掲げてありますが、ご利用者の状況により、該当しない場合もあります。 1単位あたり10.14円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 単 位 数	介護サービス費	20,100単位	22,200単位	24,450単位	26,580単位	28,650単位
	日常生活継続支援加算Ⅱ	1,380単位	1,380単位	1,380単位	1,380単位	1,380単位
	看護体制加算Ⅰ	120単位	120単位	120単位	120単位	120単位
	看護体制加算Ⅱ	240単位	240単位	240単位	240単位	240単位
	個別機能訓練加算Ⅰ	360単位	360単位	360単位	360単位	360単位
	個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	20単位	20単位	20単位	20単位
	夜勤職員配置加算Ⅱ	540単位	540単位	540単位	540単位	540単位
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位	10単位	10単位	10単位	10単位
	精神科医師定期的療養指導加算	150単位	150単位	150単位	150単位	150単位
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 17.6%		4,041単位	4,411単位	4,807単位	5,181単位	5,546単位
介護保険料小計 2割(20%) 金額		54,758円	59,767円	65,134円	70,212円	75,150円
施設 利用 料	居住費 (2,800円/日)	84,000円				
	食費 (1,950円/日)	58,500円				
	その他の日常生活費	実費				
サービス利用に係る自己負担金額 (30日分)		197,258円	202,267円	207,634円	212,712円	217,650円

※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。

※ 配置医師緊急時対応加算…配置医師が必要に応じて夜間や早朝、または配置医師の通常の勤務時間外に施設を訪問して利用者の診察を行った場合、以下の単位数が加算されます。

夜間(18:00～22:00)650単位 深夜(22:00～6:00)1300単位 早朝(6:00～8:00)650単位 通常時間外(8:00～18:00)325単位

※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)

※ 外泊時費用加算…外泊や入院された場合(月に6日が限度、月をまたいで連続した場合は最長12日間)外泊時費用として1日246単位が加算されます。但し入院又は外泊は初日及び最終日は算定いたしません。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755

特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (3割負担の場合)

1. サービス利用料金について

○当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

○加算は1ヶ月分の金額を掲げてありますが、ご利用者の状況により、該当しない場合もあります。 1単位あたり10.14円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 単 位 数	介護サービス費	20,100単位	22,200単位	24,450単位	26,580単位	28,650単位
	日常生活継続支援加算Ⅱ	1,380単位	1,380単位	1,380単位	1,380単位	1,380単位
	看護体制加算Ⅰ	120単位	120単位	120単位	120単位	120単位
	看護体制加算Ⅱ	240単位	240単位	240単位	240単位	240単位
	個別機能訓練加算Ⅰ	360単位	360単位	360単位	360単位	360単位
	個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	20単位	20単位	20単位	20単位
	夜勤職員配置加算Ⅱ	540単位	540単位	540単位	540単位	540単位
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位	10単位	10単位	10単位	10単位
	精神科医師定期的療養指導加算	150単位	150単位	150単位	150単位	150単位
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 17.6%		4,041単位	4,411単位	4,807単位	5,181単位	5,546単位
介護保険料小計 3割(30%) 金額		82,137円	89,651円	97,700円	105,317円	112,725円
施設 利用 料	居住費 (2,800円/日)	84,000円				
	食費 (1,950円/日)	58,500円				
	その他の日常生活費	実費				
サービス利用に係る自己負担金額 (30日分)		224,637円	232,151円	240,200円	247,817円	255,225円

※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。

※ 配置医師緊急時対応加算…配置医師が必要に応じて夜間や早朝、または配置医師の通常の勤務時間外に施設を訪問して利用者の診察を行った場合、以下の単位数が加算されます。

夜間(18:00～22:00)650単位 深夜(22:00～6:00)1300単位 早朝(6:00～8:00)650単位 通常時間外(8:00～18:00)325単位

※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)

※ 外泊時費用加算…外泊や入院された場合(月に6日が限度、月をまたいで連続した場合は最長12日間)外泊時費用として1日246単位が加算されます。但し入院又は外泊は初日及び最終日は算定いたしません。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755